

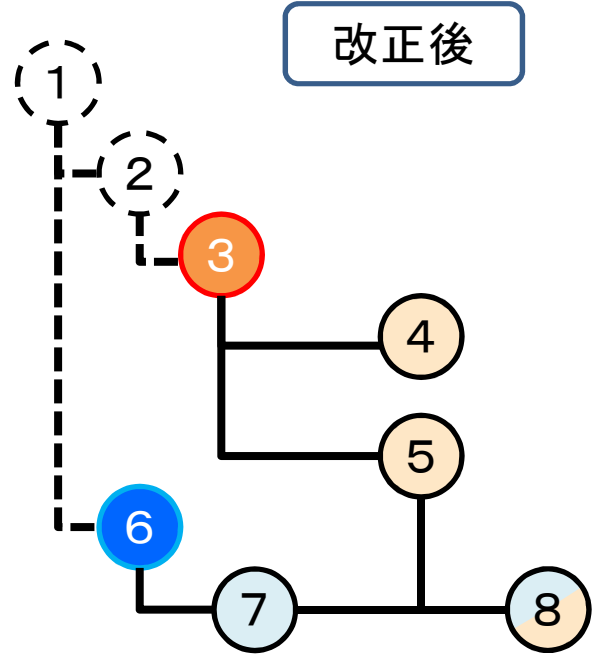
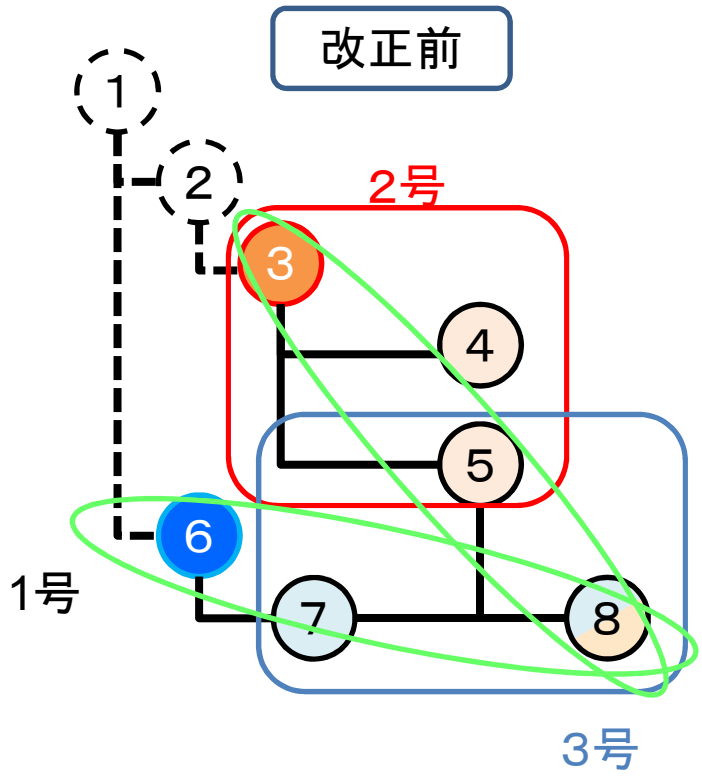
# 訂正審判・訂正請求に 関する省令改正

特許庁審判部

平成28年2月

# 訂正審判・訂正請求に係る省令改正のポイント (平成27年11月1日施行)

## 1. 一群の請求項の規定をシンプルに



訂正を請求する請求項の中で  
特許法120条の5第4項関係 引用・被引用の関係  
委任省令

- 1号関係 引用することを繰り返す関係
- 2号関係 一の請求項を複数の請求項が引用する関係
- 3号関係 1つの従属項が複数の請求項を引用する関係
- 4号関係 上記関係の組合せ

訂正を請求する請求項の中で  
特許法120条の5第4項関係 引用・被引用の関係  
委任省令関係 上記関係の組合せ

# 訂正審判・訂正請求に係る省令改正のポイント (平成27年11月1日施行)

## 2. 請求書の様式が変わります(審判請求書)

審判請求書	
	平成〇〇年〇〇月〇〇日
特許庁長官	殿
1 審判事件の表示	特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号訂正審判事件
2 審判の請求に係る請求項の数	2
3 請求人	
4 代理人	
5 請求の趣旨	
6 請求の理由	

欄の名称が  
変わりました

# 訂正審判・訂正請求に係る省令改正のポイント (平成27年11月1日施行)

## 2. 請求書の様式が変わります(訂正請求書)

訂 正 請 求 書	
	平成〇〇年〇〇月〇〇日
特許庁審判長	殿
1 審判事件の表示	無効〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇 (特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号特許無効審判事件)
2 訂正の請求に係る請求項の数	2
3 請求人	
4 代理人	
5 請求の趣旨	
6 請求の理由	

欄の名称が  
変わりました

# 訂正審判・訂正請求に係る省令改正のポイント (平成27年11月1日施行)

## 3. 請求の趣旨の記載方法をわかりやすく

【表1】 訂正審判請求書の「請求の趣旨」欄の記載例

請求の単位	「請求の趣旨」欄
訂正審判を「特許権全体に対して請求」する場合	特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲(及び図面)を本件審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲(及び図面)のとおり訂正することを認める、との審決を求める。
訂正審判を「請求項ごとに請求」する場合	特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲(及び図面)を本件審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲(及び図面)のとおり、訂正後の請求項〇、〇、〇～〇について訂正することを認める、との審決を求める。

【表2】 訂正請求書の「請求の趣旨」欄の記載例

請求の単位	「請求の趣旨」欄
訂正を「特許権全体に対して請求」する場合	特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲(及び図面)を本請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲(及び図面)のとおり訂正することを求める。
訂正を「請求項ごとに請求」する場合	特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲(及び図面)を本請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲(及び図面)のとおり、訂正後の請求項〇、〇、〇～〇について訂正することを求める。

## 4. 添付書類の一部の提出が不要に

例えば、特許請求の範囲を訂正し、明細書を訂正しないときは、訂正特許請求の範囲のみを添付し、訂正明細書の添付は必要ありません。

# 訂正審判及び訂正請求における請求の仕方

訂正審判  
訂正請求

## 確定範囲による区分

特許権全体に対して請求

- ＜訂正が一括して確定＞
- ・権利管理が容易
  - ・書面の一覧性が高い
  - ・必ず全請求項に対する訂正の請求となる

特許権の請求項数が一つの場合は、必ず、「特許権全体に対して請求」

無効審判等における訂正請求では、原則として、「請求項ごとに請求」

請求項ごとに請求

- ＜訂正が請求単位で確定＞
- ・他の請求単位の判断の影響を受けない
  - ・一部の請求項の訂正ができる
  - ・手数料が安価になる場合がある
  - ・明細書又は図面の訂正の際には 請求項との関係について説明が必要

## 請求単位による区分

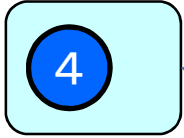
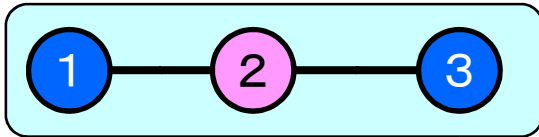
一群の請求項ごと

訂正する請求項同士に引用関係があるもの

請求項ごと

上記以外のもの

# 「請求項ごとに請求」するときの訂正の請求単位の特特定法



訂正単位

- 【請求項1】  
A機構とB機構を有するエアコン装置。
- 【請求項2】  
さらにC機構を有する請求項1記載のエアコン装置。
- 【請求項3】  
さらにD機構を有する請求項2記載のエアコン装置。
- 【請求項4】  
A機構とB機構を有するエアコンをFのように制御する制御方法。
- 【請求項5】  
D機構で用いる冷媒であって、G構造である冷媒。



請求項の引用関係



訂正請求により請求項の記載が変更されたもの



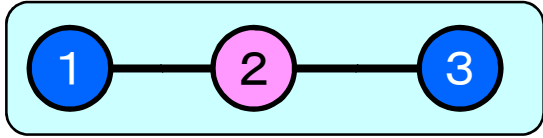
他の請求項の記載の訂正により実質的に発明が訂正されたもの



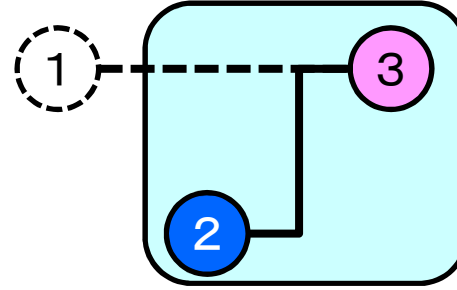
訂正されていないもの

1. (請求項1, 4の記載の)A機構を減縮して、A' 機構とする訂正をする。
2. (請求項3)の記載のD機構を減縮してD' 機構とする訂正をする。
3. 請求項1のA機構を減縮する訂正すると、請求項2、3の発明も減縮を目的とする訂正がされる。
4. 請求項1の訂正が認められず、請求項3の訂正が認められると、訂正後の請求項3はどのような1つの書面でも特定できない(一覽性の欠如)。  
=> 訂正する請求項が引用関係にあるときは「一群の請求項」としてまとめて請求

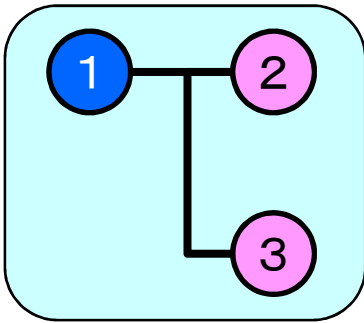
# 「請求項ごとに請求」するときの訂正の請求単位の特特定法



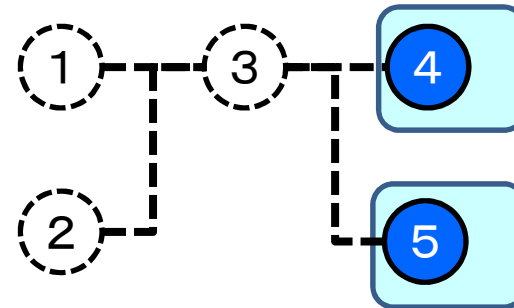
1. 訂正する請求項1、3と、引用する請求項をさらに引用する請求項との関係



4. 訂正する請求項2とその請求項2を引用するときの引用元の請求項の関係  
(訂正しない請求項1は「一群の請求項」には入りません)

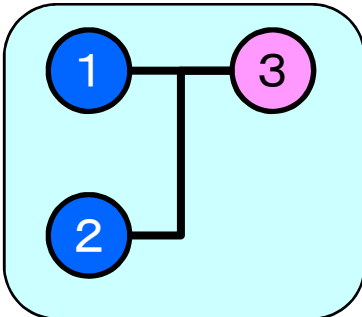


2. 訂正する請求項1を複数の請求項が引用するときの引用先の関係



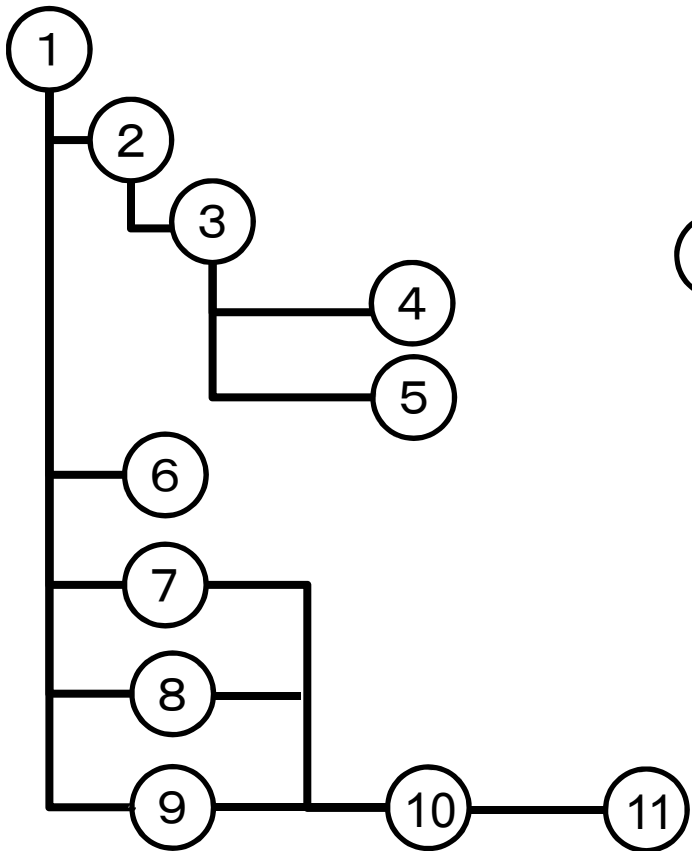
5. 訂正しない請求項3を複数の請求項4、5が引用しても「一群の請求項」にはなりません。

3. 訂正する複数の請求項1、2を一の請求項が引用するときの引用元の請求項の関係

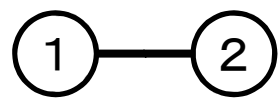




# 「請求項ごとに請求」するときの訂正の請求単位の特特定法

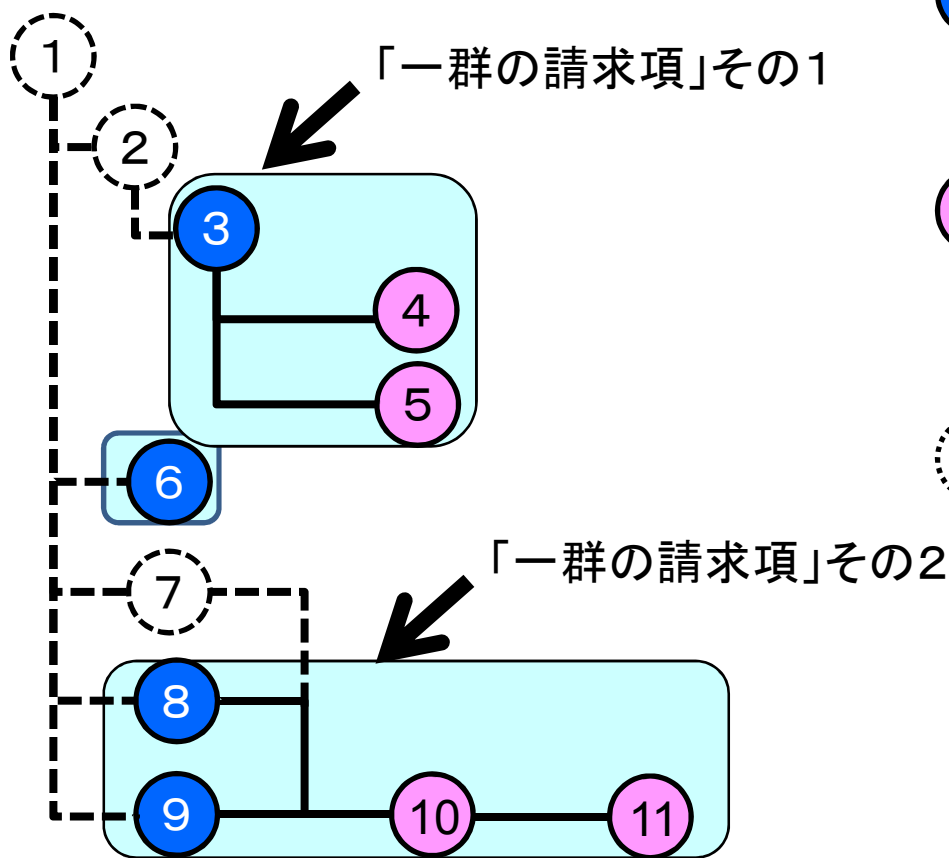


① 請求項1:構成Aを備えるエアコン装置。



請求項2:構成Bをさらに備える請求項1に記載のエアコン装置。(引用形式請求項)

# 「請求項ごとに請求」するときの訂正の請求単位の特定制



訂正請求により請求項の記載が変更されたもの



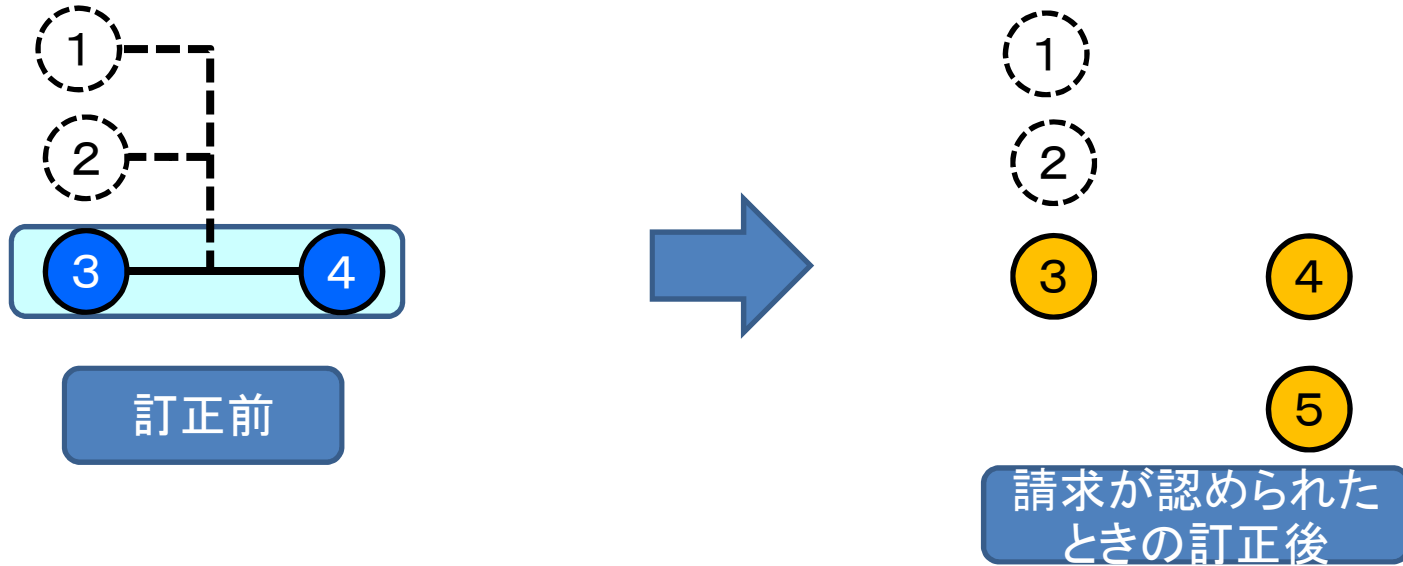
他の請求項の記載の訂正により実質的に発明が訂正されたもの



訂正されていないもの

# 「請求項ごとに請求」するときの訂正の請求単位の特定制

## 引用関係を解消する訂正の場合



請求項4が請求項1～3のいずれか1項を引用する発明であったとき、  
請求項3を減縮する訂正(訂正事項1)

請求項1を引用する請求項4を訂正後の請求項4(独立項)とする訂正(訂正事項2)

請求項2を引用する請求項4を訂正後の請求項5(独立項)とする訂正(訂正事項3)をするときは、訂正前の請求項3と4が訂正単位となります。

したがって、訂正事項1、2、3のいずれかが訂正要件を満たさないときは、訂正が認められないこととなります。

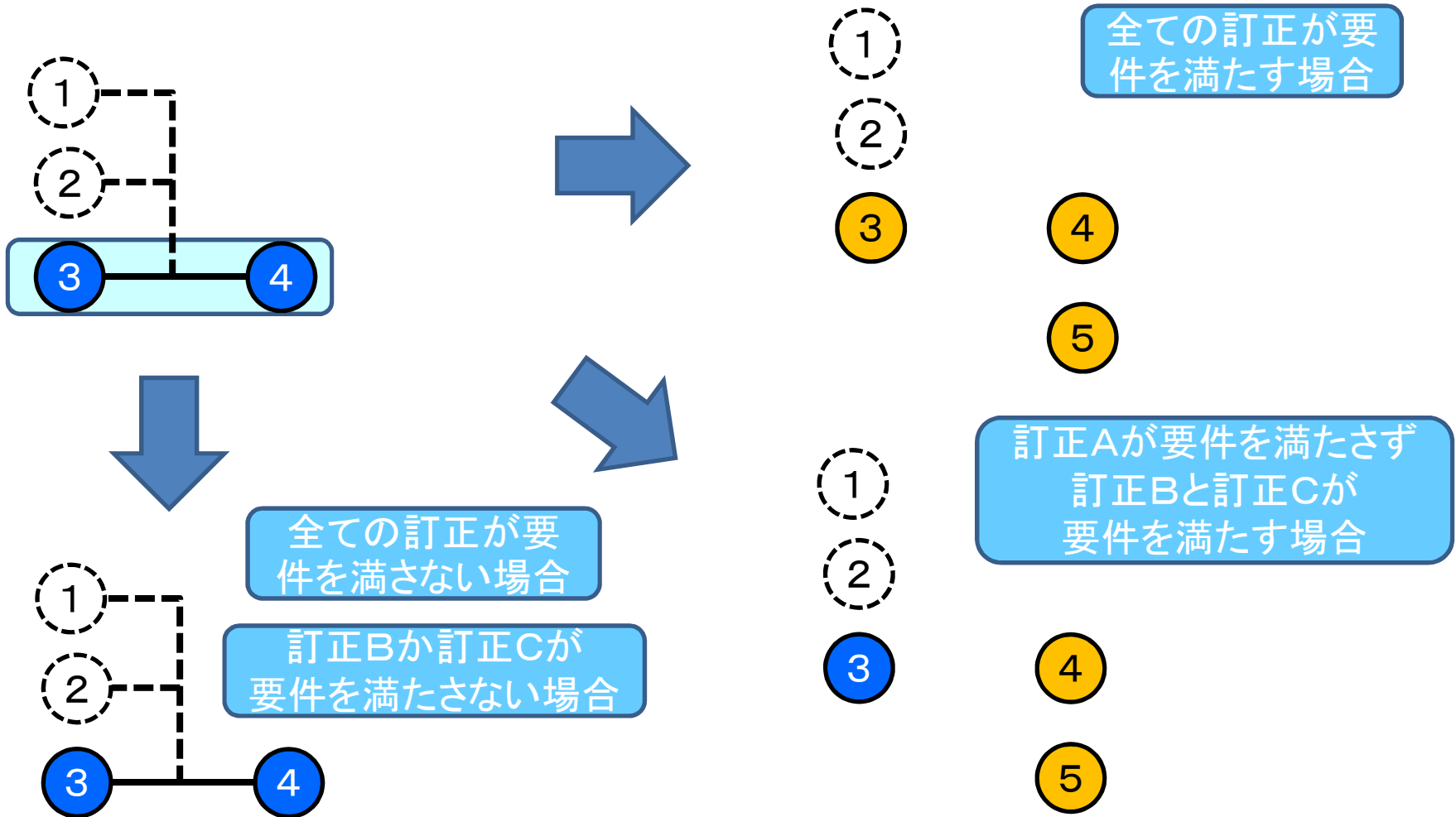
しかしながら、訂正事項2と訂正事項3は請求項3との引用関係を解消するためにする訂正です。そこで、訂正事項2と訂正事項3が訂正要件を満たすときは、訂正事項1とは別の訂正単位として扱うことを求めることができます(以下、「引用関係解消の求め」といいます)。

「請求の理由」の「訂正の理由」における「引用関係の解消の求めについての説明」において、以下のように記載してください。

訂正後の請求項3、4については、引用関係の解消を目的とする訂正であるから、当該請求項についての訂正が認められる場合には請求項3及び4は、請求項1とは別途訂正することを求める。

# 「請求項ごとに請求」するときの訂正の請求単位の特定期法

引用関係を解消する訂正の場合(「引用関係解消の求め」あり)



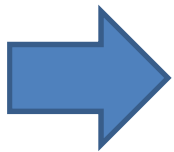
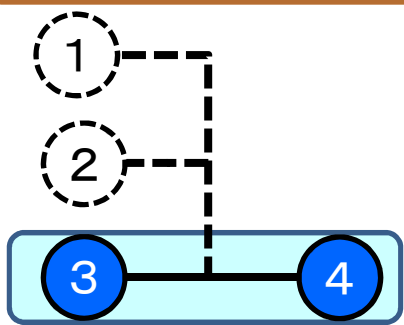
請求項3を減縮する訂正(訂正A)

請求項1を引用する請求項4を訂正後の請求項4(独立項)とする訂正(訂正B)

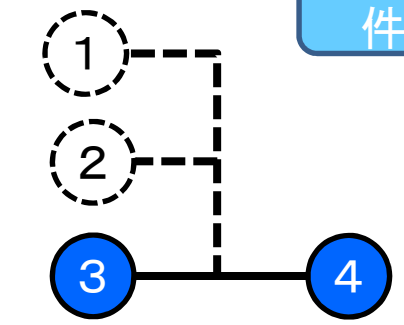
請求項2を引用する請求項4を訂正後の請求項5(独立項)とする訂正(訂正C)

# 「請求項ごとに請求」するときの訂正の請求単位の特特定法

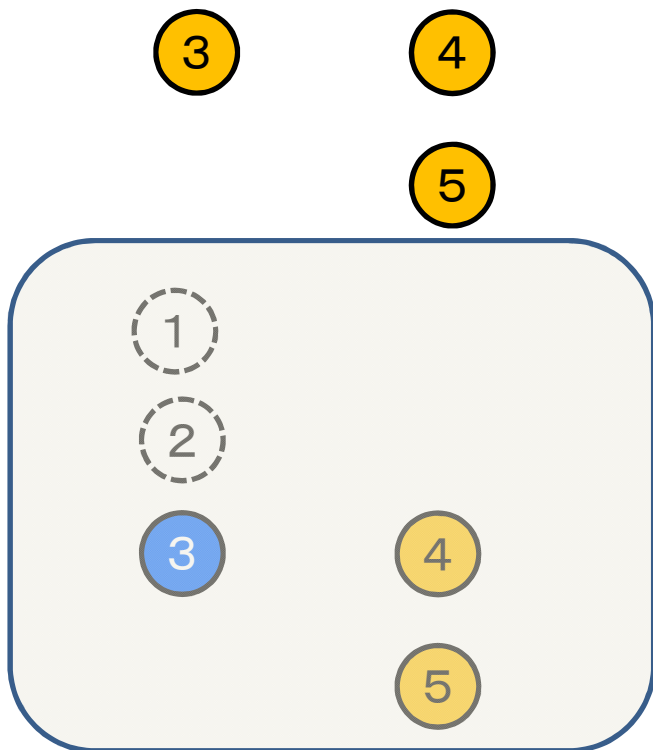
引用関係を解消する訂正の場合(「引用関係解消の求め」なし)



全ての訂正が要件を満たす場合



訂正のいずれかが要件を満たさない場合



このようなケースはない

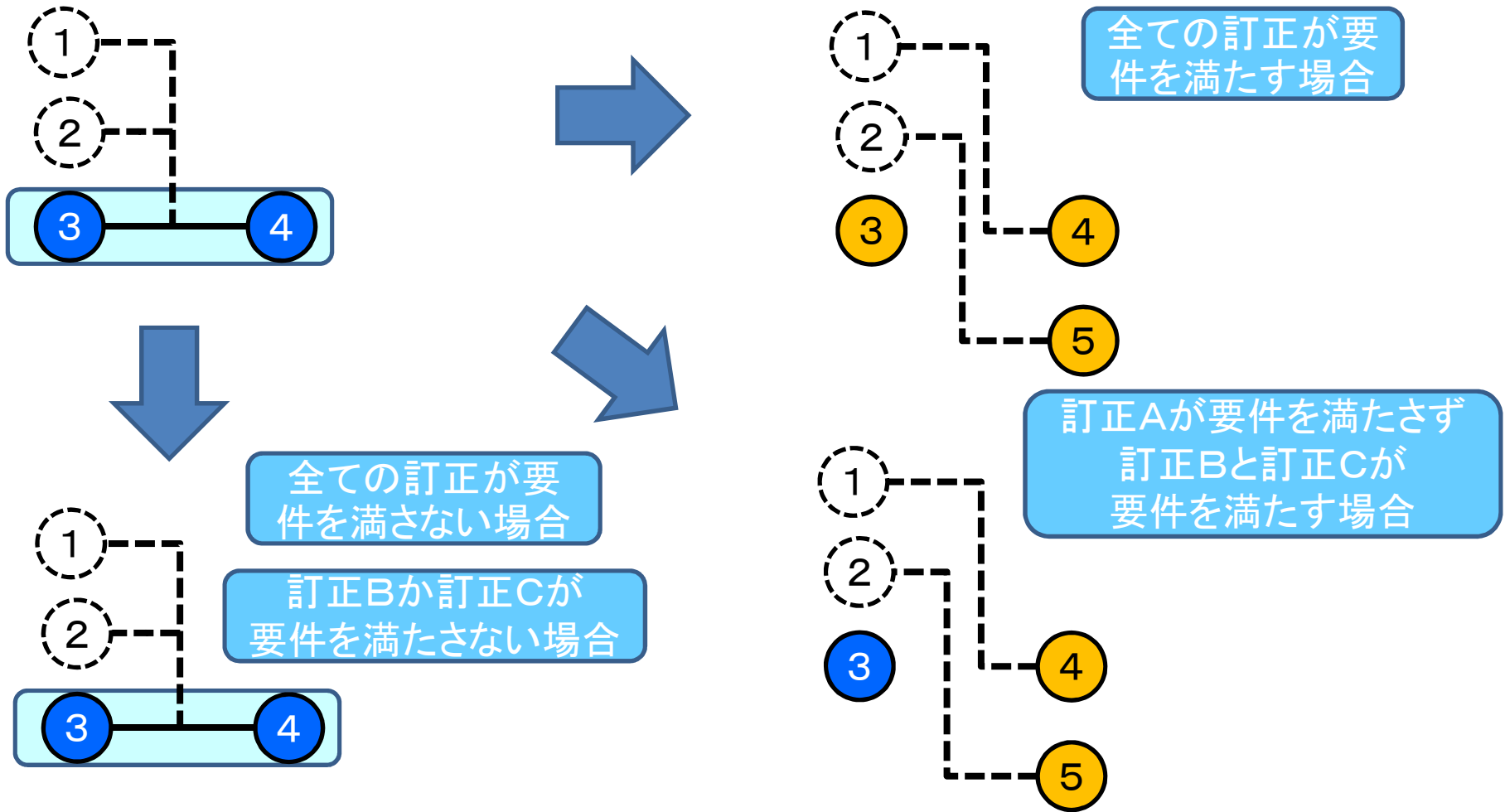
請求項3を減縮する訂正(訂正A)

請求項1を引用する請求項4を訂正後の請求項4(独立項)とする訂正(訂正B)

請求項2を引用する請求項4を訂正後の請求項5(独立項)とする訂正(訂正C)

# 「請求項ごとに請求」するときの訂正の請求単位の特特定法

引用関係を解消する訂正の場合(「引用関係解消の求め」あり)



- 請求項3を減縮する訂正(訂正A)
- 請求項1のみを引用する請求項4を訂正後の請求項4とする訂正(訂正B)
- 請求項2のみを引用する請求項4を訂正後の請求項5とする訂正(訂正C)

# 「請求項ごとに請求」するときの訂正の請求単位の特定期法

## 請求項を削除する訂正の場合



請求項2が請求項1を引用する発明であったとき、  
請求項1を減縮する訂正(訂正A)

請求項2を削除する訂正(訂正B)をするときは、  
訂正前の請求項1と2が訂正単位となります。

したがって、訂正A、Bのいずれが訂正要件を満たさないときは、訂正が認められないこととなります。

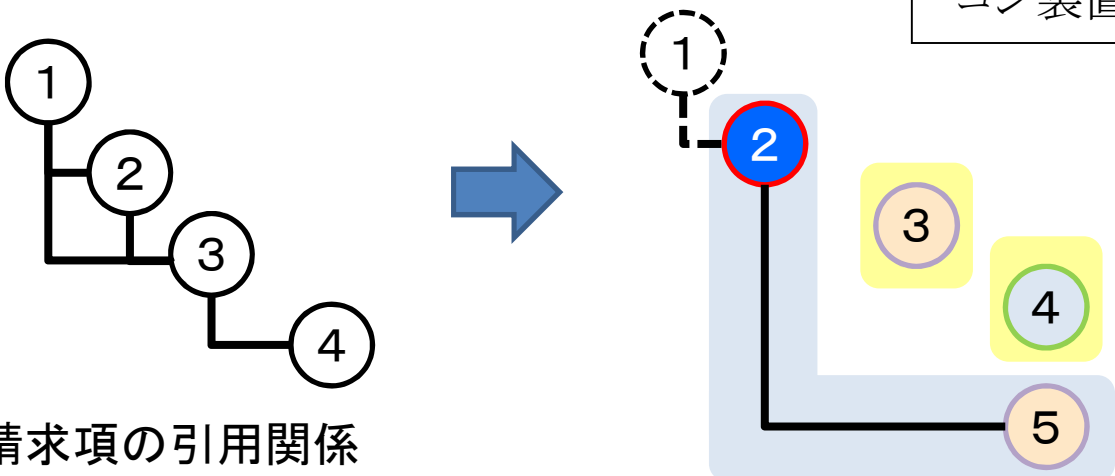
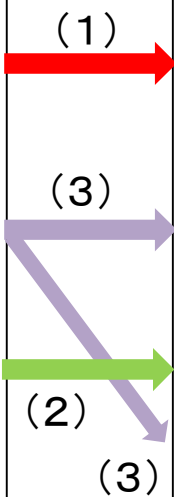
しかしながら、訂正Bは結果的に請求項1との引用関係を解消する訂正ですので、引用関係解消の求めにより、訂正Bが訂正要件を満たすとき(請求項の削除は通常満たします)は、訂正Aとは別に訂正が認められます。



# 「請求項ごとに請求」するときの訂正の請求単位

【請求項1】  
A機構とB機構を有するエアコン装置。  
【請求項2】  
さらにC機構を有する請求項1記載のエアコン装置。  
【請求項3】  
さらにD機構を有する請求項1又は請求項2記載のエアコン装置。  
【請求項4】  
D機構の冷媒はE製法で製造されることを特徴とする請求項3のエアコン装置。

【請求項1】  
A機構とB機構を有するエアコン装置。  
【請求項2】  
さらに(C +  $\alpha$ )機構を有する請求項1記載のエアコン装置。  
【請求項3】  
A機構とB機構とD機構を有するエアコン装置。  
【請求項4】  
(削除)  
【請求項5】  
さらにD機構を有する請求項2のエアコン装置。



- (1) 明示的な訂正 (減縮)
- (2) 請求項を削除する訂正
- (3) 引用関係の解消

請求項ごとに請求する場合は請求項(2, 5), 3, 4について訂正を請求

請求に係る請求項数 4

# 明細書の訂正

【0020】  
D機構の冷媒はE製法で製造されるため、冷媒を破棄する際の艦橋不可が極めて高い。



## 明細書の訂正(誤記の訂正)

【0020】  
D機構の冷媒はE製法で製造されるため、冷媒を破棄する際の環境への負荷が極めて高い。

【請求項1】  
A機構とB機構を有するエアコン装置。  
【請求項2】  
さらにC機構を有する請求項1記載のエアコン装置。  
【請求項3】  
さらにD機構を有する請求項1又は請求項2記載のエアコン装置。  
【請求項4】  
D機構の冷媒はE製法で製造されることを特徴とする請求項3のエアコン装置。

～訂正審判請求書～  
〔訂正の理由〕  
...  
ウ 明細書又は図面の訂正と関係する請求項についての説明  
明細書の段落【0020】の訂正は、請求項4に関するものである。

請求項ごとに請求する場合は請求項4について訂正を請求

請求に係る請求項数 1

**注意！！**

この訂正により請求項4に関する明細書のみ訂正がなされている。すなわち、請求項3についての明細書は「艦橋不可」のまま

明細書の訂正を全請求項に反映させるには権利全体について訂正の請求をする

# 審判請求書・訂正請求書

特許 印紙 50,000	特許 印紙 10,000	特許 印紙 500
--------------------	--------------------	-----------------

(60,500円)

「2 審判の請求に係る請求項の数」に応じて  
料金を記載します。

「審判請求書」  
作成見本1

## 審判請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示 特許第〇〇〇〇〇〇〇号訂正審判事件

2 審判の請求に係る請求項の数 **2**

3 請求人  
住所(居所) 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号  
電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
ファクシミリ番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
氏名(名称) **特許株式会社**

4 代理人  
(識別番号 100XXXXXX)  
住所(居所) 東京都千代田区霞が関三丁目4番2号  
電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
ファクシミリ番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
氏名(名称) 特許業務法人 〇〇〇〇事務所  
代表者 **代理 花子**  
連絡先 **担当は(弁理士) 代理 二郎**

5 請求の趣旨  
特許第〇〇〇〇〇〇〇号の特許請求の範囲を本件審判請求書に添付した訂正特許請求の範囲のと  
おり、訂正後の請求項1、2について訂正することを認める、との審決を求める。

6 請求の理由 **次頁以降で説明**

7 添付書類又は添付物件の目録  
(ア) 訂正特許請求の範囲 正副 各1通  
(イ) 承諾書 1通  
(ウ) 審判請求書副本 1通

この「審判の請求に係る請求項の数」の求め  
かたは、次頁以降で説明

代理人による手続の場合、代表者名及び本人  
印は不要です。

担当弁理士をなるべく記載してください。

副本についても押印が必要です。  
印鑑部分を含めてコピーされたものは単なる  
「写し」となり、副本とは認められません。

通常は、この例のように訂正の対象となる請求項  
(訂正後の請求項)を特定する必要があります(  
特定しない場合は、特許権全体について請求した  
ものと取り扱われます。)。請求項を削除する訂正  
を行うときは、削除する請求項も記載します。

明細書、特許請求の範囲を訂正する場合はその  
全文、図面を訂正する場合は全図面を添付します  
(明細書及び図面が訂正されていない場合は、明  
細書及び図面を添付する必要はありません。)  
。副本は相手方の数+1通です。



# 訂正審判の審判請求書の記載事項

1. 審判事件の表示  
特許第

号訂正審判事件

2. 審判の請求に係る請求項の数

3. 請求人

住所(居所)  
(電話又はファクシミリ番号)  
氏名(名称)  
(代表者)  
(国籍)

印

4. 代理人

5. 請求の趣旨

6. 請求の理由

7. 証拠方法

8. 添付書類又は添付物件の目録

＜特許権全体で請求するとき＞  
特許原簿に記載された請求項の数

＜請求項ごとに請求するとき＞  
訂正する請求項を訂正後の請求項(削除される請求項を含む)で特定したときの請求項の数

1. 審判事件の表示 無効○○○○－○○○○○○○  
(特許第○○○○○○○○号無効審判事件)

2. 訂正の請求に係る請求項の数

3. 請求人  
住所(居所)  
(電話又はファクシミリ番号)  
氏名(名称)  
(代表者)  
(国籍)

印

<特許権全体で請求するとき>  
特許原簿に記載された請求項の数

<請求項ごとに請求するとき>  
訂正する請求項を訂正後の請求項(削除される請求項を含む)で特定したときの請求項の数

4. 代理人

5. 請求の趣旨

6. 請求の理由

7. 証拠方法

8. 添付書類又は添付物件の目録

# 請求時の確認事項

	特許権全体に対して請求	請求項ごとに請求
料金の根拠となる請求項の数	特許原簿に記載された請求項の数	訂正する請求項を訂正後の請求項で特定したときの請求項の数(削除される請求項を含む)
一群の請求項の説明	不要	特定が必要(なければ補正命令)
明細書又は図面と請求項の関係	不要	特定が必要(なければ補正命令)
訂正事項が全ての訂正要件に適合している事項の説明	必要(なければ補正命令、不適切なら訂正拒絶理由通知)	必要(なければ補正命令、不適切なら訂正拒絶理由通知)

## <特許権全体に対して請求されたとき>

○ 訂正を認めるときは、「特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲(及び図面)を本件審判請求書(本件訂正請求書)に添付した訂正明細書、特許請求の範囲(及び図面)のとおり訂正することを認める。」と記載されます。

## <請求項ごとに請求されたとき>

○ 訂正を認めるときは、「特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲(及び図面)を本件審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲(及び図面)のとおり、訂正後の請求項[1~4]、5、8、[6、10~12]について訂正することを認める。」のように、訂正単位を特定して記載されます。